計画作成年度	令和4年度
計画主体	富山県上市町

上市町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富山県上市町産業課

所 在 地 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

電話番号 076-472-1111 FAX番号 076-472-1115

E - m a i I s.nouchi@town.kamiichi.toyama.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、 ニホンジカ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	上市町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	;	被害数値
		面積	3.5ha
イノシシ	水稲、イモ類	被害量	19.5t
		被害金額	417.9万円
	水稲、穀物、豆類、野菜、果樹、林産	面積	0.0ha
ニホンカモシカ	小個、穀物、豆類、野菜、未倒、杯産 物(スギ等)	被害量	0.0t
	1勿(八十 寺)	被害金額	0.0万円
	水稲、豆類、野菜、果樹、イモ類、	面積	0.0ha
ニホンザル	特用林産物(シイタケ)	被害量	0.0t
	1寸/万4が/生物(ンゴブツ)	被害金額	0.0万円
		面積	0.0ha
ハクビシン	野菜、果樹、イモ類	被害量	0.0t
		被害金額	0.0万円
		 面積	0.0ha
ツキノワグマ	果樹、林産物(スギ等)	被害量	0.0t
		被害金額	0.0万円
		 面積	0.0ha
カラス	水稲、雑穀、豆類、野菜、果樹	被害量	0.0t
		被害金額	0.0万円
	水稻 乳煸 豆籽 服劳 围掛 计夺	 面積	0.0ha
ニホンジカ	水稲、穀物、豆類、野菜、果樹、林産物、スギ等)	被害量	0.0t
	物(スギ等)	被害金額	0.0万円
		 面積	0.1ha
ネズミ	水稲、野菜、果樹、イモ類	被害量	0.3t
		被害金額	5.8万円

[※]被害金額は販売に関したもののみ。

(2)被害の傾向

全体的な傾向

鳥獣による被害は、生息地域の拡大により、中山間地域を中心に上市町平野部にも被害が及んでいる。 この被害は、農作物等の播種期から収穫期まで(4月頃から11月頃まで)にかけて特に被害が発生している。また、一部の鳥獣においては、住居やその近隣農地で目撃されており、人身被害の発生が懸念される。

(1)イノシシ

中山間地域において水稲倒伏被害が発生しており、特に7月の出穂期から9月の刈取期までの間に被害が 報告されている。

なお、目撃数や農林産物への被害数は毎年確実に増加しており、捕獲檻や電気柵等において被害防止に努めているが、電気柵等が整備された地区の周辺地区での被害が報告されている。また、上市町における人身被害が危惧される。

②ニホンカモシカ

中山間地域を中心に、農作物が播種される4月から収穫期の11月までにかけて野菜、豆類、花卉等の農作物の被害が報告されている。

また、農作物以外にも、植林された針葉樹や桜など、幅広い種類の樹木の新芽に対する食害が多く報告されている。

③ニホンザル

中山間地域を中心に、年間を通じて農産物への食害が発生しており、主に自家野菜等の被害が報告されている。

上市町の白萩・大岩・山加積地区においては、1群れ10~20頭前後からなる群れを確認しており、これらの 個体が農作物被害の原因となっている。

4/ハクビシン

上市町全域において、野菜、果樹等の農作物(自家野菜等)の食害が報告されている。

⑤ツキノワグマ

中山間地域において果樹、スギ等の農林作物に対する被害が多く発生しているが、最近は、中心市街地等の都市部でも多く目撃され、過去には人身被害も発生したことから、上市町内全域においての人身被害が懸 念される。

⑥カラス

上市町全域において、農作物全般(自家野菜等)への被害が報告されており、住居地区のゴミ集積場におけるゴミ散乱等、生活環境面の被害も発生している。

⑦ニホンジカ

中山間地域を中心に、農作物(自家野菜等)の食害が報告されている。

8ネズミ

上市町全域において、水稲の食害が報告されている。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	面積 3.5ha 被害量 19.5t 被害金額 417.9万円	面積 2.5ha 被害量 13.7t 被害金額 296.0万円
ニホンカモシカ	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円
ニホンザル	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円
ハクビシン	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円
ツキノワグマ	※人身被害0件	※人身被害0件
カラス	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円
ニホンジカ	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円
ネズミ	面積 0.1ha 被害量 0.3t 被害金額 5.8万円	面積 0.0ha 被害量 0.0t 被害金額 0.0万円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関す	・猟友会が中心となった上市町鳥獣被害	・高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担
る取組	対策実施隊が、銃器・箱罠により捕獲し	い手確保と育成が急務となっている。
	ており、特に銃器による捕獲を主として	
	いる。	・境界を越える鳥獣に対して、周辺の市町村と
	また、捕獲者を増員するため、平成27年	連携した一斉捕獲が必要であり、被害地域に
	度から新規狩猟免許(わな種)取得者へ	こだわらない広い移動範囲による捕獲が必要
	の助成を行う。	である。
	・有害鳥獣駆除の担い手対策として、上	
	市町職員が狩猟免許を取得し、有害鳥	・クマなどに対する緊急時の夜間発砲が行えな
	獣捕獲特別隊を結成し、その対策を実	い状況である。
	施している。また、上市町猟友会と上市	
	町職員らが一体となって取り組む実施隊	
	が平成25年度に結成され、被害防止対	
	策に取り組む。	

防護柵の設置	•上市町、上市町有害鳥獣対策協議会、	・中山間地域農家の高齢化により、電気柵の整
等に関する取	地域住民が連携して防護柵を整備。	備や維持管理が困難な状況にある。
組	・協議会から電気柵等資材費の補助。	・効率的な取組のためには、集落間の連携を図
	(1/2補助率上限10万)	る必要がある。
	・各種有害鳥獣対策研修会や講習会へ	・侵入防止柵の整備後において、管理が不十分
	の参加。	で効果を発揮していない箇所が見られる。
		・個別に電気柵を整備している地域においては
		、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体
		となった取り組みを推進する必要がある。
		・恒久柵の設置後は、管理道路を設けるなど管
		理の徹底を図る必要がある。
生息環境管理	・緩衝帯整備による里山の再生	・緩衝帯の整備及び放任果樹の除去を行うため
その他の取組	・放任果樹の除去の啓発	の人手が不足している。

(5)今後の取組方針

令和3年の上市町における対象鳥獣の被害額は、423.7万円、被害面積は、3.6haとなっている。

ただし、この調査には、度重なる鳥獣被害により、止むを得ず農林作物の生産を中止した農林家の被害数値や販売以外の自家野菜等の被害数値は含まれていない。

また、ツキノワグマについては、平野部での目撃情報や人身被害も発生した経緯があり、これ以外にもカラスによるゴミ集積場の散乱など、直接的な被害も発生している。

上市町では被害防止計画を策定するにあたり、令和3年度被害額からの被害金額の軽減目標を30%相当減の296万円とし、被害面積の軽減目標を30%相当減の2.5haとする。

上市町は、今まで捕獲、侵入防止柵整備による対策を実施してきたが、さらに被害軽減を図るには、農地に繰り返し出没する個体の捕獲強化、刈り払いや餌場の除去、侵入防止柵整備等の集落環境を整備する取り組みを県で策定した「富山県イノシシ被害防止対策方針(平成30年2月)」を活用して総合的に実施する必要がある。

特に、捕獲については、上市町猟友会と上市町職員からなる上市町鳥獣被害対策実施隊が設置され、今後、実施隊としてパトロールや駆除を実施していくことになるが、地域住民との連携をさらに強化し対応していく必要があると思われる。

また、住民が主体となって自らが考え被害防止対策に取り組んでいくため、住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、生息環境管理の必要性について、住民に理解を促し、意識改革を行っていく。

<今後の計画、取り組み>

- ①地域も含めた被害防除体制の更なる確立への取り組み。
- ②捕獲に従事する実施隊後継者の育成及び体制づくりへの取り組み。
- ③地域が主体となった侵入防止柵等の整備及び管理への取り組み。
- ④関係機関とともに鳥獣の生息及び生態の把握への取り組み。
- ⑤捕獲可能範囲の設定による捕獲の取り組み。
- ⑥人間と野生生物の生活圏を棲み分ける緩衝帯の整備及び集落への誘引となりうる放任果樹の除去に対する支援。
- ⑦捕獲した鳥獣の食肉としての加工や、地域おこしとなる地域特産鍋等の食材となる調査、研究を進めるとともにそのための人材育成を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

平成25年度に発足した上市町鳥獣被害対策実施隊が、有害鳥獣の駆除や捕獲に努め、住民生活への支障や生命の危険性に及ぶ緊急性が高いと判断された場合等には、ライフル銃を所持させる。 上市町鳥獣被害対策実施隊 計25名(令和4年度)

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ	上市町鳥獣被害対策実施隊その他関係団体と連携し、捕獲体制の 強化を図るとともに、被害地域に限った捕獲から、鳥獣が移動する範 囲を想定した捕獲を実施する。 また、地域に対する捕獲器材の導入の推進や、狩猟者の減少に対 応した担い手の確保・育成も検討する。
令和6年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ	上市町鳥獣被害対策実施隊その他関係団体と連携し、捕獲体制の 強化を図るとともに、被害地域に限った捕獲から、鳥獣が移動する範 囲を想定した捕獲を実施する。 また、地域に対する捕獲器材の導入の推進や、狩猟者の減少に対 応した担い手の確保・育成も検討する。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン ツキノワグマ カラス ニホンジカ	上市町鳥獣被害対策実施隊その他関係団体と連携し、捕獲体制の 強化を図るとともに、被害地域に限った捕獲から、鳥獣が移動する範 囲を想定した捕獲を実施する。 また、地域に対する捕獲器材の導入の推進や、狩猟者の減少に対 応した担い手の確保・育成も検討する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

檻及び銃器による捕獲の強化を図り、富山県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整捕獲を進める とともに、その捕獲計画数を年間400頭とし、着実な被害減少を目指す。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	342頭	208頭	109頭

② ニホンザル

防護柵による効果が少ないことから、農地周辺に出没する個体を中心に、原則、銃器による捕獲を 行い、富山県ニホンザル管理計画や地域住民による直近の目撃状況及び被害状況などを考慮し、着 実な被害減少を目指す。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	21頭	16頭	13頭

③ ハクビシン

恒常的に農作物(自家野菜等)への被害が発生しているとともに、人家等への営巣による被害も頻繁にあるため、状況に応じて捕獲を実施する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	12頭	10頭	3頭

4 ツキノワグマ

農作物への被害のほか、人身被害も報告されることから、富山県ツキノワグマ管理計画に基づき 捕獲を実施する。

なお、上市町ではクマ・サル対策としてパトロールを実施しており(7月~10月末)、今後も継続強化していく。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	0頭	3頭	0頭

⑤ カラス

恒常的に農作物(自家野菜等)への被害が発生している。町では、銃器による一斉駆除を毎年定期的に行っているが、今後も継続して捕獲を行うこととし、捕獲計画数を年間150羽とする。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	8羽	30羽	27羽

⑥ニホンジカ

目撃情報はあるが被害報告はない。今後、個体数が増加し、スギ新植地での被害が予想されるため、「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、年間20頭の捕獲を実施する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	1頭	6頭	4頭

1.1.4. 白 W.L	捕獲計画数等		
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンザル	富山!	県ニホンザル管理計画に準	≜ずる
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
ツキノワグマ	富山県	県ツキノワグマ管理計画に	準ずる
カラス	150羽	150羽	150羽
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容

中山間地を中心に、7月から10月までの期間において、銃器及び罠を用い、予察又は被害情報に応じて捕獲を行う。

また、地域の農業者に対し、わな猟免許の取得を積極的に推進し、地域が主体となる被害防止対策の普及を図る。

なお、ツキノワグマについては、人身への危険が伴う場合は、銃器による積極的な捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(必要性)

イノシシ、ツキノワグマ等の出没により、住民生活への支障や生命の危険性に及ぶ緊急性が高いと判断された場合、わな等の捕獲では時間的に間に合わないと考えられるため。

(取り組み内容)

ライフル銃による捕獲等を実施する。実施予定時期は、緊急性を伴う場合は通年実施する。捕獲予 定場所は、目撃情報のあった場所を中心に実施する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル	電気柵(2段) +ワイヤーメッシュ柵 10,000m	電気柵(2段) +ワイヤーメッシュ柵 10,000m	電気柵(2段) +ワイヤーメッシュ柵 10,000m

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣		取組内容	
对 多局部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	集落等へ侵入防止柵の	集落等へ侵入防止柵の	集落等へ侵入防止柵の
ニホンザル	管理・点検の啓発	管理・点検の啓発	管理・点検の啓発

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

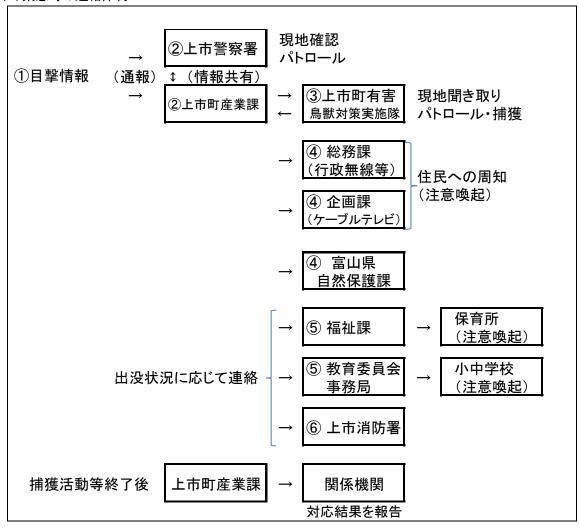
年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	・放任果樹の除去及び緩衝帯整備に対する支援
令和5年度	ニホンザル	- ・被害防止対策研修会等の開催
	ツキノワグマ等	・有害鳥獣実施隊員による被害防止対策の指導・助言
	イノシシ	・放任果樹の除去及び緩衝帯整備に対する支援
令和6年度	ニホンザル	・被害防止対策研修会等の開催
	ツキノワグマ等	・有害鳥獣実施隊員による被害防止対策の指導・助言
	イノシシ	・放任果樹の除去及び緩衝帯整備に対する支援
令和7年度	ニホンザル	・被害防止対策研修会等の開催
	ツキノワグマ等	・有害鳥獣実施隊員による被害防止対策の指導・助言

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供
富山県富山農林振興センター	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供
上市警察署	緊急時の協力、猟銃許可、広報協力
上市町	被害状況の収集及び被害情報の周知
上市町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
上市町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
上市消防署	緊急時の協力
かみいち総合病院	緊急時の傷病者への対応

(2)緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、下記8に記した食品としての利用の他、食品として適さない獣種や食品処理に適する時間内に処理できなかったものについては、富山地区広域圏事務組合が運営する富山地区広域圏エコロセンターにおいて、焼却又は各種法令等の定めにより適切に処理する(放獣、埋設など)。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現段階では単独の食肉加工施設設置の具体的計画は設けないも
	のの、今後の処理数の増加を予測し、地域の活性化に繋がる利活用
	方法について検討する。
	具体的には、食肉として利用可能な個体は、「豚熱感染確認区域
	におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領」の規定により承
	認された業者と連携しながらジビエ利用の拡大を図るとともに、将来
	的な対応策として、県機関や近隣市町村と連携した食肉等加工施設
	の設置、流通・販売方針及びこのための推進体制について検討す
	ర 。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし
(油脂、骨製品、角製品、	
動物園等でのと体給餌、	
学術研究等)	

(2)処理加工施設の取組

該当なし

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

対策協議会の名称	上市町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
上市町	対策協議会の事務運営及び各機関の連絡調整・被害状況の収集及び被害情報の周知
上市町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
富山県自然保護課	・有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供・指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
富山県富山農林振興センター	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供
上市町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
富山県鳥獣保護管理協力員	有害鳥獣関連情報の提供及び鳥獣の保護に関する業務の実施
自治会長	有害鳥獣関連の情報提供及び住民への周知
アルプス農業協同組合	被害状況の収集及び農業者への被害情報の周知
立山山麓森林組合	有害鳥獣関連の情報提供
富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏エコロセンターの運営

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

上市町鳥獣被害対策実施隊を平成26年2月28日に結成した。実施隊員の定数は30人以内とし、隊長及び副隊長を置くことにする。実施隊は鳥獣の生息状況、被害発生時期及び場所の調査、捕獲及び捕獲体制の整備、被害防止技術の向上に関することなどの職務を行う。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

実施隊が実施する捕獲等の被害防止策と併せて、里山再生による緩衝帯の整備や農業者への自 衛策の周知等を図り、地域全体での総合的な被害防止を推進する。また、住民の生命又は身体に対 する危害が発生することを防止するため、本活動及び生息環境管理、各種広報活動等に取り組む。 さらに、国・県等が実施する各種研修会活動等への参加や先進事例調査等を行い、食品としての 利用等に係る将来的な人材育成を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

科学的な知見から対策が進められるよう、正確な被害状況の把握に努める。また、先進的な取り組みについて情報を収集するとともに、被害防止に有効な手法については集落等へ情報を発信する。